文教厚生常任委員会資料
2026 年(令和8年)9 月 24 日
教育委員会事務局学校教育課

中学校部活動の地域展開「あかしタイム」について

中学校部活動の地域展開「あかしタイム」の今後の取り組み等について報告します。

1 地域展開の開始時期について

現在、本市における部活動地域展開の開始時期については、「休日は令和9年9月から」、「平日は可能なものから」としています。そのため、中学校進学後の部活動の動向や大会等への参加資格を心配する小学校6年生の保護者からの問い合わせが増えてきており、学校現場からも「保護者や児童・生徒にどのように説明すればよいのか」という意見をいただいています。

そこで、以下のとおり平日の部活動終了時期を含めた方針を明らかにし、「あかしタイム」の全面実施に向けて取り組んでまいります。

【方針】

平日・休日ともに令和9年8月で部活動を終了し、9月から全面的に「あかしタイム」を開始する

【考え方】

- ◆ 平日の部活動を休日と同時に終了し、こどもの自主的な活動を含めた「あかしタイム」全体を同時にスタートする。
- ◆ 平日を含めた部活動の終了時期を明らかにし、生徒や保護者がどのような進路を選択するか(特に新入生について、一旦部活動へ入部するか、地域のスポーツクラブへ入るか、習い事を続けるか、など)を判断する材料を早期に提供するとともに、兼職兼業の教職員をはじめ認定地域クラブの立ち上げに関心の高い人の参入を早期に促す。
- ◆ 平日の部活動を休日と同時に終了し、兼職兼業を希望しない教職員の部活動指導にかかる負担を早期に解消する。

(参考)近隣自治体の地域展開の開始時期

神戸市・・・令和8年9月から
姫路市・・・休日のみ令和8年9月から(令和 10 年 10 月までに平日の活動体制も整える)
西宮市・・・令和8年9月から
尼崎市・・・令和9年度末を目途
加古川市・・・令和9年9月から

2 認定地域クラブの一次募集結果について

6月1日から8月 31 日の期間で募集していた認定地域クラブの一次募集の結果は以下のとおりです。

応募団体数	67 団体
内訳	スポーツ･･･53 団体 （主な活動内容） 野球、ﾊﾞﾚｰﾎﾞｰﾙ、ﾊﾞｽｹｯﾄﾎﾞｰﾙ、ｿﾌﾄﾃﾆｽ、剣道、柔道、空手、新体操、少林寺拳法、ﾌｯﾄｻﾙ、ｳｴｲﾄﾘﾌﾃｨﾝｸﾞ、ﾀﾞﾝｽ など 文化・芸術活動･･･14 団体 （主な活動内容） 茶道、将棋、英会話、書道、ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ など

一次募集の開始段階では、地域クラブの立ち上げに必要となるいくつかの事項（会費や指導者へ支払う謝金の設定など）が未定であったこともあり、地域の団体等から「二次募集での応募を考えています」という声を多数いただいています。

二次募集においては、地域で活動されているグループや兼職兼業を希望される教職員への周知・啓発に取り組み、更なる認定地域クラブの掘り起こしに努めます。

3 認定地域クラブ活動における月会費及び指導者へ支払う謝金について

認定地域クラブが定める月会費については、国のガイドラインにおいて「活動の維持・運営に必要な範囲内で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること」が求められており、民間のスポーツクラブと同じような月会費の設定は望ましくありません。一方で、月会費に上限額を設けることは、地域クラブの収支構造に大きな影響が生じることから、多様な実施主体の参入への制約となる恐れがあります。

同じく、認定地域クラブが指導者へ支払う謝金については、参加者が負担する月会費から支払うものであることから、あまりに高額な謝金額の設定は、参加者の負担増にもつながることから望ましくありません。また、本市においては月会費の徴収から謝金の支払い、源泉徴収事務までを学校・教育サポート財団が代行する予定であることから、謝金にかかる一定のルールを設けておくことが望ましいと考えています。

これらを踏まえ、本市では以下のとおり月会費及び謝金について対応することとします。

【月会費について】

<u>月会費の上限は定めない</u>

【考え方】

◆ できるだけ多様な事業者の参入を促し、生徒の活動機会を広げるため、月会費の上限額は設けないこととする。

◆ 国のガイドラインが示す「可能な限り低廉な参加費等が設定されている」ことを担保するため、各認定地域クラブが作成する年間の活動計画や年度末の会計報告の内容を確認し、活動内容に即した現実的な月会費となるよう適宜クラブへ助言・指導を行う。

【謝金について】

学校・教育サポート財団が会計代行を行う認定地域クラブについて、1,200 円/h、1,600 円/h、2,000 円/h の三段階の謝金額を設定する

【考え方】

◆ 謝金額の基本は、国の中学校部活動指導員配置支援事業における基準単価である 1,600 円/hとする。

◆ 指導者の中には技術指導を行う人のみならず、活動全体を統括する立場の人や、円滑な活動を補助する役割を担う人もいること、また、専門的な資格の有無も様々であることから、下記のとおり三段階の謝金額を設定し、完全な無償（ボランティア）を加えた四つを組み合わせることで、各認定地域クラブの実情に応じた柔軟な運用を行う。

①	1,200 円/h	兵庫県の最低賃金（1,172 円※）を上回る額
②	1,600 円/h	国の中学校部活動指導員配置支援事業における基準単価
③	2,000 円/h	②に①との差額 400 円を上乗せした額

※令和8年 10 月1日から適用予定

◆ 学校・教育サポート財団による会計代行を希望しない認定地域クラブについては、独自に謝金額を設定することを可とするが、営利を目的とした活動とならないよう、活動にかかる人件費や消耗品費、施設使用料等の直接経費と会費等の収入が概ね均衡しているか否かを年間の活動計画や会計報告の内容で確認する。

4 認定地域クラブの募集にかかる今後の主なスケジュール（令和8年度）

時 期	内 容
2026 年 8月末	・認定地域クラブの一次募集〆切
9月以降	・一次募集応募団体における地域クラブ運営規約等の作成 ・モデル事業（柔道・剣道）における会計代行の試行実施
10 月	・認定地域クラブの二次募集開始
12 月末	・認定地域クラブの二次募集〆切
2027 年 1月	・二次募集応募団体における地域クラブ運営規約等の作成 ・指導者バンクへの登録申請の開始
2月	・三次募集の開始（空白地域を中心に）
3月末	・認定地域クラブの三次募集〆切